



〈※制度の詳細は各窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。〉

個人が申請 生活支援	休業や失業で家賃が払えない人	住居確保給付金	支給家賃額(上限額):39,000円~61,000円 (原則3か月、最長9か月まで延長可) (3ヶ月の再支給可) ※支給要件等が複数あります。	なわて生活サポート相談 福祉政策課内 内線693・696
	新型コロナウイルス感染症に感染(または発熱等)により、給与を受けることができなかった人	傷病手当金	対象:国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で連続して4日以上労務に服することができなかった人 支給額:(直近の継続した3か月間の給与収入の合計÷就労日数)×2/3×支給対象日数【上限あり】 適用期間:令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間 (入院が継続する場合等は最長1年6か月) 【郵送による手続き可】 ※申請期限は申請できる時点から2年以内です。	保険年金課

就職活動の支援

大阪府緊急雇用対策特設ホームページ 「にであう」	対象:年齢・状況問わず「働きたい」と思っているすべての人 内容:40万件以上の求人情報のほか、企業とのオンライン面談、webセミナー、面接対策など、就職に役立つ様々なサービスが利用可能。コロナ禍での就職活動を応援する特別相談窓口も開設。 ※詳しい内容については、ホームページをご覧ください		電話相談:06-6232-8580 (月~金9:00~18:00) (年末年始・祝日除く)
-----------------------------	--	--	---

来庁せずに郵送等で手続きができる業務	電話相談先
住民票の写しのインターネット及び郵送請求等、市役所に来庁せずにできる手続きがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご活用ください。	ご自身の症状に不安がある場合になど、一般的なお問い合わせについては、下記の電話相談をご利用ください。 ①厚生労働省電話相談窓口(令和6年9月30日終了予定) ・電話番号:0120-565-653(午前9時~午後9時まで(土・日・祝日含む)) ・厚生労働省「感染対策・健康や医療相談の情報」 ②外国人向け相談窓口(中国語・英語等による相談先) ・大阪府国際交流財団(Ofix)「大阪府外国人情報コーナー」 ・電話番号:06-6941-2297 (月・金:午前9時~午後8時、火~木:午前9時~午後5時30分、第2・第4日曜日:午後1時~午後5時) ※祝日除く ・対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語 ※医療的判断が必要な相談はできません。